



2026年4月30日

各 位

会社名 フォスター電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸 和宏  
(コード6794、東証プライム市場)  
問合せ先 IR・ガバナンス統括部長 久米 清隆  
(TEL : 042-546-2305)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月25日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2026年6月25日開催予定の第92期定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議しております。これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- (2) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものです。

##### 2. 変更内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2026年6月25日(予定)

以 上

## 定款 新旧対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② &lt;条文省略&gt; ③ &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> &lt;削除&gt; (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、12名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② &lt;現行どおり&gt; ③ &lt;現行どおり&gt; ④ <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、</u></p>

<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条</p> <p>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長を各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。</p> <p>第 22 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必</p>	<p><u>当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条</p> <p>取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員または補欠として選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、在任取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期の満了する時までとする。</p> <p>③監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条 4 項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、取締役会長、取締役社長を各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名定めることができる。</p> <p>第 22 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、</p>
---	---

要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 24 条

<条文省略>

②当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

<新設>

(取締役会規則)

第 25 条 <条文省略>

(取締役の報酬等)

第 26 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 27 条 <条文省略>

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条

当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

この期間を短縮することができる。

②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 24 条

<現行どおり>

②当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 26 条 <現行どおり>

(取締役の報酬等)

第 27 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 28 条 <現行どおり>

第 5 章 監査等委員会

<削除>

<削除>

第 29 条

監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第 2 項を準用する。

⑤補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議により短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 30 条

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤の監査役)

第 31 条

監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

<削除>

<削除>

<削除>

<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第 33 条</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第 34 条</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第 35 条</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u>  <u>第 36 条</u>  <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第 29 条</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  <u>第 30 条</u>  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u>  <u>第 31 条</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査</u></p>

<p>第6章 計算 第<u>37</u>条～第<u>39</u>条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p><u>等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 計算 第<u>32</u>条～第<u>34</u>条 &lt;現行どおり&gt;</p>
--	--

以 上